

①都道府県	②市区町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について															2. 就学援助の申請方法																
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法															（1）就学援助制度の申請書の配付方法 （あてはまるもの全てに○）					（2）オの内容											
							（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）															（3）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施 ア、教職員向け説明会を実施している						（4）就学援助制度周知の工夫										
															（2）ケの内容																							
															ア、教育委員会のウェブサイトに掲載	イ、自治体の広報誌等に掲載	ウ、就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に就学援助制度の書類を配布	キ、毎年度の進級時等に就学援助制度の書類を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、その他						ア、学校から希望者に申請書を配布	イ、教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ、学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ、教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ、その他					
23	23	23	23	23	19	0	15	13	6	3	17	11	23	0	5	5	3	20	8	12	5	13	0	5	5													
広島県	広島市	広島市教育委員会学事課	082-504-2469	gakujika@city.hiroshima.lg.jp	http://www.city.hiroshima.lg.jp/		○	○				○	○					○	外国語（7ヶ国語）版を作成			○		○	本市ホームページに申請書を掲載し、ダウンロードして使用できるようにしている。													
広島県	呉市	呉市教育委員会 教育部 学校教育課	0823-25-3453	gakukyou@city.kure.lg.jp	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/		○		○			○	○					○	お知らせを簡潔に、わかりやすい文章に変更。援助対象となる年間所得の目安額をお知らせに記載。			○		○	新入学児童生徒の保護者に対しては、入学期日・指定学校通知書と一緒に就学援助の申請書を配付。													
広島県	竹原市	教育委員会学校教育課	0846-22-7753	gakkyou@city.takehara.lg.jp	http://www.city.takehara.lg.jp		○	○			○	○						○	申請書及び説明資料等については、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用となるよう努めている。	○	○																	
広島県	三原市	教育部 学校教育課	0848-67-6154	kyoiku@city.mihara.lg.jp	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyoiku/syuuagakuennjo.html		○	○			○	○						○	・毎年度、就学援助制度のお知らせの記載内容について見直しをしている。 ・援助対象となる年間所得の目安額を記載している。			○																
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	ed-gakuj@city.onomichi.lg.jp	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/kyoiku/1528.html		○	○			○	○	○	○				○	転入手続き等による来庁時に就学援助制度の書類を配布			○																
広島県	福山市	福山市教育委員会 学校教育部 学事課	084-928-1169	gakuj@city.fukuyama.hiroshima.jp	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/141086.html		○	○			○	○						○	・小学校入学予定者のいる全家庭に書類を郵送 ・子育て関連の案内冊子に制度を記載 ・個人懇談、家庭訪問等で制度を周知			○	○	○	・小学校入学予定者のいる全家庭に書類を郵送 ・援助対象となる年間所得の目安額を記載													
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	gakkyou_edu@city.fuchu.hiroshima.lg.jp	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kyoiku_inikai/gakkokyoiku/kyoiku/shogaku_c_hugaku/806.html		○				○	○						○	就学案内の書類とは別に送付をした			○																
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6344	gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou_m/shinsei2.html		○	○			○	○						○			○																	
広島県	庄原市	教育委員会 教育部 教育指導課 学事係	0824-73-1183	edu-gakuj@city.shobara.lg.jp							○	○						○																				
広島県	大竹市	大竹市教育委員会事務局総務学事課教育指導係	0827-59-2185	sougaku@city.otake.hiroshima.jp	http://www.city.otake.hiroshima.jp		○	○				○	○					○	各地区の民生委員協議会に出席し、民生委員に対し制度の説明および周知を行い、協力を依頼している。次年度新一年生の保護者に対し、案内を郵送した。																			
広島県	東広島市	学校教育部 学事課	082-420-0975	hgh200975@city.higashihiroshima.lg.jp	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kyoikuinikai/gakkokyoiku/1/4/26928.html		○				○	○						○	外国語（中国語、ポルトガル語、英語）の制度案内、申請書を作成。	○	○																	
広島県	廿日市市	廿日市市教育委員会 学校教育課 学事グループ	0829-30-9202	gakkokyoiku@city.hatsukaichi.lg.jp	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/		○	○			○	○						○																				
広島県	安芸高田市	安芸高田市教育委員会 教育総務課	0826-42-0049	kyohikusohmu@city.akitakta.jp				○			○	○						○	子育て支援に関するパンフレット等に制度概要を掲載	○						毎年学校から全児童生徒へ「就学援助のお知らせ」を配布している。また子育て支援担当課においても、窓口にて対象となりえる世帯にむけて、制度の案内を行っている。												
広島県	江田島市	江田島市 教育委員会 学校教育課	0823-43-1900	gakkou@city.etajima.lg.jp	http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/			○			○	○						○			○																	
広島県	府中町	府中町教育委員会 学校教育課	082-286-3271	gakkokyoiku@town.hiroshima-fuchyo.lg.jp				○	○		○	○						○																				
広島県	海田町	海田町教育委員会学校教育課	082-823-9216	gakkyo@town.kaita.lg.jp	https://www.town.kaita.lg.jp/site/kaitachokyoikiuikai/		○	○	○		○	○						○																				
広島県	熊野町	学校教育課	082-820-5620	gako@town.kumano.lg.jp	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/			○	○			○	○					○																				
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1524	gakukou@town.saka.lg.jp	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kosodate_kyoiku/post_218.html		○					○	○					○																				
広島県	安芸木田町	教育委員会 学校教育課	0826-22-1212	gakkokyoiku@akiota.jp							○	○							○																			
広島県	北広島市	北広島市教育委員会生涯学習課	050-5812-1864	k-syogaku@town.kitahiroshima.lg.jp	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/						○	○							○																			
広島県	大崎上島町	教育委員会教育課	0846-64-2074	ksomu01@town.osakikamijima.lg.jp	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/docs/2014022000069/							○	○					○																				
広島県	世羅町	世羅町教育委員会 学校教育課	0847-22-0548	gakkou@town.sera.hiroshima.jp	http://www.town.sera.hiroshima.jp/boe/jk-gakkyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp						○	○						○																				
広島県	神石高原町	教育課 教育係	0847-89-3341	gakkyo@town.jinsekikogen.hiroshima.jp	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kosodate_kyoiku/post_218.html		○				○	○						○							新入学児童学用品費の申請の案内について、新小学一年生には郵送を行っている。													

①都道府県	②市区町村名	II 平成31(令和元)年度準要保護認定基準																		III 就学援助率								
		(1) 平成31(令和元)年度準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		(2) ノ、タ、チを選択した場合	(3) ツを選択した場合	(4) テの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A 会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	ク. 学校納付金の納付状況が悪い事、居住費、修繕費が滞り等または学用品、通学用品等に不自由している等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) → (2) 係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して概算定めているもの) → (2) 係数	チ. 特別支援教育費支給費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの → (3) 係数および目安額	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税額							テ. その他 → (4)		
23	23	21	22	20	21	21	22	5	1	16	17	5	4	6	14	6	9	8	0	9	22	0	9	0				
広島県	広島市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.13×1.014					30%未済	30%未済	
広島県	呉市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.1					失業給付の受給、その他教育委員会が必要と認めた場合(世帯に突発的なことが起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合)	15%未済	15%未済
広島県	竹原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5					20%未済	20%未済	
広島県	三原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					20%未済	20%未済	
広島県	尾道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					20%未済	20%未済	
広島県	福山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					20%未済	20%未済	
広島県	府中市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○										15%未済	20%未済	
広島県	三次市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					災害、保護者の死亡等の特別な事情が認められる場合。	20%未済	20%未済
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.5					その他世帯の状況等により、教育委員会又は民生委員児童委員が特に援助が必要な状態であると認める方。	15%未済	15%未済
広島県	大竹市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					雇用保険の失業給付を受給している者	20%未済	25%未済
広島県	東広島市		○	○	○	○	○				○					○					1.3					15%未済	15%未済	
広島県	廿日市市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.25					25%未済	25%未済	
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					災害にあった場合や、保護者の死亡等の特別な理由	15%未済	15%未済
広島県	江田島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○					1.3					20%未済	20%未済	
広島県	府中町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					特別な事情がある。(生計中心者の急死や災害等により経済的に困っている。)	20%未済	20%未済
広島県	海田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.1					雇用保険の失業給付受給者	20%未済	20%未済
広島県	熊野町	○	○	○	○	○	○				○				○	○					1.1					テ：失業手当給付者	20%未済	20%未済
広島県	坂町															○					1.3					20%未済	20%未済	
広島県	安芸木田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	25%未済	25%未済
広島県	花広島町	○	○																		1.3					15%未済	15%未済	
広島県	大崎上島町	○	○																		1.3					10%未済	10%未済	
広島県	世羅町	○	○	○	○	○	○									○					1.3					20%未済	30%未済	
広島県	神石高原町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.5					15%未済	15%未済	





①都道府県	②市区町村名	V その他											VI 自由記述欄																										
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況											2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況																										
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)											(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)																										
		ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他→(2)	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取組に関する情報やマニュアルを提示	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ. その他→(2)	(2) コの内容及び補足説明											(3) その他学校や教育委員会以外での取組								
23	23	2	2	4	1	2	1	15	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	2											
広島県	広島市																																						
広島県	呉市																																						
広島県	竹原市																																						
広島県	三原市																																						
広島県	尾道市																																						
広島県	福山市	○	○													○																							
広島県	府中市			○		○																																	
広島県	三次市																																						
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○																						生活保護担当課、児童福祉担当課、民生委員・児童委員担当課等の相談業務や会議の中で、就学援助制度の案内など、他部署と、連携をとっている。										
広島県	大竹市																												PTAが学用品費等の中古品を安価で販売するバザー等の案内を児童生徒に配付する。兄弟が使用していた学用品費等を弟妹が使用できると保護者に案内している。										
広島県	東広島市																																						
広島県	廿日市市																													PTA活動を通じて制服等を卒業生から提供してもらうなど、保護者負担の軽減に努めている。									
広島県	安芸高田市																																						
広島県	江田島市																																						
広島県	府中町																													制服のリサイクル									
広島県	海田町																																						
広島県	熊野町																																						
広島県	坂町																													生活保護、生活困窮者支援、社会福祉協議会と、連携し、就学支援制度の周知や案内を行う。 また、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の保護者は、精神疾患や、知的障害、また、社会との関わりが苦手等で、制度は知っていても、申請手続きとなると、理解できなかったり、申請手続きが困難なため、申請しない、また、添付書類提出がないため、保留になっている場合もあるため、申請の窓口である学校や、相談を受けた福祉事務所と連携し、申請手続きをわかりやすく案内し、未申請や、保留にならないよう、配慮していきたい。									
広島県	安芸木田町			○																																			
広島県	花広島町			○																																			
広島県	大崎上島町																																						
広島県	世羅町																																						
広島県	神石高原町																													小中学校入学祝い金として、本町内で使用できる10万円分の通貨を支給。									